

第22期 第13回 佐賀県有明海区漁業調整委員会

日 時：令和4年7月27日（水）
15：00～

場 所：佐賀県水産会館「大会議室」
(佐賀市西与賀町厘外821番地の2)

～ 次 第 ～

1 開 会

2 議 題

- (1) 令和5年漁業権一斉切替における漁場計画樹立基本方針（案）
について（諮問） . . . P1～ 8
- (2) 有明海における佐賀、福岡両県の漁業調整に関する協定書
について（協議） . . . P9～18
- (3) カキの試験養殖について（協議） . . . P19～30
- (4) 令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議
における佐賀県の要望事項について（協議） . . . P31～32
- (5) その他

3 閉 会

基本方針（案）新旧対照表

新	旧
<p>第1 総括方針</p> <p>佐賀県有明海区における水産業の現況は、基幹漁業である「のり養殖」は比較的好調であるが、西・南部地区ではプランクトン発生に伴うのりの色落ちにより生産が減少しており、地域間の格差が大きくなっている。また、周年操業を図るための柱である「貝類養殖」については、<u>あげまき、もがいの不振、かきの不安定な生産など厳しい状況にあり、漁船漁業についても低調で、その代表であるたらいらぎ潜水器漁業は平成25年以降、資源量が非常に少ないことから休漁を余儀なくされている。</u></p> <p>また、漁業者の高齢化、後継者不足等の問題を抱え、漁家経営は大変厳しい状況に直面しており、今後もこれらの情勢が継続するものと思われる。</p> <p><u>令和2年12月、国は水産業を成長産業とするべく70年ぶりに漁業法の大改正を行った。改正漁業法に関する運用通知である「海面利用制度等の運用について（令和2年6月30日付）水管499号水産庁長官通知」では、漁場を適切かつ有効に活用している漁業者や漁業協同組合等が将来に向けて安心して漁業に取り組めることを基本とし、漁場を適切かつ有効に活用している既存漁業権者に優先して免許する仕組みとするとともに、海面全体を最大限に活用するため、現に漁業権が存しない海面</u></p>	<p>第1 総括方針</p> <p>佐賀県有明海区における水産業の現況は、基幹漁業である「のり養殖」は比較的好調であるが、西・南部地区ではプランクトン発生に伴うのりの色落ちにより生産が減少しており、地域間の格差が大きくなっている。また、周年操業を図るための柱である「貝類養殖」については、<u>あさり、あげまきの不振、もがいの不安定な生産など厳しい状況にある。漁船漁業についても低調で、たらいらぎ潜水器漁業は休漁を余儀なくされている。</u></p> <p>また、漁業者の高齢化、後継者不足等の問題を抱え、漁家経営は大変厳しい状況に直面しており、今後もこれらの情勢が継続するものと思われる。</p> <p><u>今回の切替えに当たっては、このような佐賀県有明海区における水産業の情勢を踏まえながら、「漁業上の総合利用を図り、漁業生産力を維持発展させるためには漁業権の内容たる漁業の免許を必要があり、かつ、当該漁業の免許をしても漁業調整その他公益に支障を及ぼさないと認めるとき」（漁業法第11条）を基本として、以下の事項に留意して漁場計画を樹立するものとする。</u></p>

においては、新たな漁業権の設定に努めることとしたところである。

また、本通知において漁場計画は、水産資源の持続的な利用を確保するとともに、海面全体が最大限に活用され、かつ、水産動植物の生育環境の保全及び改善が適切に実施されるよう全体計画として作成するものであり、海面の総合的な利用を推進するとともに、漁業調整その他公益に支障を及ぼさないようにすることが必要であるとされている。

そのため、切替に当たっては、有明海区における水産業の情勢を踏まえつつ、以下の事項に留意し、漁場計画を樹立するものとする。

- 1 漁業生産力を発展させるため、水産資源の保存及び管理を適切に行うよう推進すること。
- 2 海区漁業調整委員会と連携を図ること。
- 3 漁業者の自主性を尊重し、漁業者の慣行に十分配慮すること。
- 4 つくり育て、管理する漁業を推進すること。
- 5 有明水産振興センターとの連携を図り、科学的見地に基づき判断を十分に反映させること。
- 6 平成30年6月18日に締結した「有明海における佐賀、福岡両県の漁業調整に関する協定書」及び「確認書」を尊

(新設)

- 1 海区漁業調整委員会と連携を図ること。
- 2 漁業者の自主性を尊重し、漁業者の慣行に十分配慮すること。
- 3 つくり育て、管理する漁業を推進すること。
- 4 有明水産振興センターとの連携を図り、科学的見地に基づき判断を十分に反映させること。
- 5 平成25年7月23日に締結した「有明海における佐賀、福岡両県の漁業調整に関する協定書」及び「確認書」を尊

<p>重すること。</p> <p>第2 個別方針</p> <p>1 共同漁業権</p> <p><u>(1) 漁場の区域</u></p> <p>現行どおりとする。</p> <p><u>(2) 漁業種類</u></p> <p>ア <u>第一種共同漁業</u></p> <p><u>現在行使実態がなく、今後も操業見込みのない漁業、経済的価値が著しく低く、漁業権を設定しなくても漁業調整上支障を生じない漁業については、漁場計画から除外する。</u></p> <p>イ <u>第二種共同漁業及び第三種共同漁業</u></p> <p><u>現在行使実態がなく、今後も操業見込みのない漁業については、漁場計画から除外する。</u></p> <p>2 <u>区画漁業</u></p> <p>区画漁業は、一定の水面を独占排他的に利用するため、水面の総合利用という観点に立って、共同漁業及び許可漁業との関係を慎重に考慮する必要がある。</p> <p><u>養殖管理や漁場の条件等を踏まえ、必要最小限の面積にとど</u></p>	<p>重すること。</p> <p>第2 個別方針</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>1 <u>区画漁業</u></p> <p>区画漁業は、一定の水面を独占排他的に利用するため、水面の総合利用という観点に立って、共同漁業及び許可漁業との関係を慎重に考慮する必要がある。</p> <p><u>このため、現在養殖の実態がなく、今後も養殖の見込みの</u></p>
---	---

<p>めるとともに、漁業調整の見地から制限又は条件を付すものとする。</p> <p>また、現在養殖の実態がなく、今後も養殖の見込みのない漁場については、当該養殖業では漁場計画を樹立することとするが、他の養殖業に転用可能な場合には検討・推進する。</p> <p>(1) のり養殖業</p> <p>近年の全体的な生産量は安定しているものの、行使者は年々減少していることから、適切かつ有効に漁場を利用するために区画の再編を検討・推進する。</p> <p>具体的には、色落ち・病害・水あたり等への対策や、地盤高・底質環境の変化により養殖行為が困難となることが明らかなる場合への対応として、漁場の位置変更や区画の統合等を推進する。なお、合理的な理由がなく、行使する予定がない区画については廃止させることを検討する。</p> <p>また、漁場の適正行使による一層の品質向上の推進を図り、良質のりの生産を確保するため、漁業権行使規則の作成指導を行うものとする。</p> <p>(2) 貝類養殖業</p> <p>ア 第一種区画漁業</p> <p>(I) もがいひび建養殖業については、第三種区画</p>	<p>ない漁場については、漁場計画を樹立しない。</p> <p>また、養殖管理や漁場の条件等を踏まえ、必要最小限の面積にとどめるとともに、漁業調整の見地から制限又は条件を付すものとする。</p> <p>(1) のり養殖業</p> <p>近年の生産量は安定しているものの、行使者数が減少している実態及び漁場環境等からも漁場の拡張は行わない。</p> <p>しかし、色落ち・病害・水あたり対策及び地盤高・底質環境の変化により支柱が建てられないなどへの対応としての位置変更等については検討を行うとともに、漁場の適正行使による一層の品質向上の推進を図り、良質のりの生産を確保するため、漁業権行使規則の作成指導を行うものとする。</p> <p>(2) 貝類養殖業</p> <p>貝類による水質の浄化作用が認められていることから、第3種区画漁業については、漁業者、関係機関等の意見を</p>
---	---

<p>(地まき)と整合のとれたものとする。</p> <p>(II) かきひび建養殖業及びかき垂下式養殖業については、原則として現状どおりとする。ただし、試験養殖等の結果が良好な場合は、新規漁場の設定を行う。</p> <p>イ 第三種区画漁業</p> <p>(I) もがい養殖業については、養殖の技術水準や漁場条件等を踏まえて漁場拡張等を検討する。</p> <p>(II) あさり養殖業については、養殖用種苗の安定的確保が可能なものに限り、現状どおりとする。</p> <p>(III) あげまき養殖業については、不振が続いているが、関係者により資源回復の努力がなされているため現状通りとする。ただし、現状の区画のうち地盤高・底質環境等の変化により、今後活用が見込まれない区画については廃止を検討する。</p> <p>(IV) くまさるぼう養殖業については、今後活用が見込まれない区画については廃止を検討する。</p> <p>(V) 養殖を行っていないその他の二枚貝類で、養殖業の見込みがあるものについては、養殖可能な漁場で、転用等が可能な区画がある場合に検討する。</p>	<p>聴きながら拡張等を検討していく。</p> <p>ア 第一種区画漁業</p> <p>(ア) もがいひび建養殖業については、第三種区画(地まき)と整合のとれたものとする。</p> <p>(イ) かきひび建養殖業及びかき垂下式養殖業については、原則として現状どおりとする。</p> <p>イ 第三種区画漁業</p> <p>(ア) もがい養殖業については、養殖の技術水準や漁場条件等を踏まえて漁場拡張等を検討する。</p> <p>(イ) あさり養殖業については、養殖用種苗の安定的確保が可能なものに限り、漁場拡張等について検討する。</p> <p>(ウ) あげまき養殖業及びくまさるぼう養殖業については、不振が続いているが、関係者により資源回復の努力がなされており、現状どおりとする。ただし、他の貝類養殖業に転用可能な場合には検討する。</p>
---	---

令和5年漁業権一斉切替えにおける漁場計画樹立基本方針（素案）

（佐賀県有明海区）

令和 年 月 日

佐賀県農林水産部

第1 総括方針

佐賀県有明海区における水産業の現況は、基幹漁業である「のり養殖」は比較的好調であるが、西・南部地区ではプランクトン発生等に伴うのりの色落ちにより生産が減少しており、地域間の格差が大きくなっている。また、周年操業を図るための柱である「貝類養殖」については、あげまき、もがいの不振、かきの不安定な生産など厳しい状況にあり、漁船漁業についても低調で、その代表であるたいらぎ潜水器漁業は平成25年以降、資源量が非常に少ないことから休漁を余儀なくされている。

また、漁業者の高齢化、後継者不足等の問題を抱え、漁家経営は大変厳しい状況に直面しており、今後もこれらの情勢が継続するものと思われる。

令和2年12月、国は水産業を成長産業とするべく70年ぶりに漁業法の大改正を行った。改正漁業法に関する運用通知である「海面利用制度等の運用について（令和2年6月30日付2水管499号水産庁長官通知）」では、漁場を適切かつ有効に活用している漁業者や漁業協同組合等が将来に向けて安心して漁業に取り組めることを基本とし、漁場を適切かつ有効に活用している既存漁業権者に優先して免許する仕組みとするとともに、海面全体を最大限に活用するため、現に漁業権が存しない海面においては、新たな漁業権の設定に努めることとしたところである。

また、本通知において漁場計画は、水産資源の持続的な利用を確保するとともに、海面全体が最大限に活用され、かつ、水産動植物の生育環境の保全及び改善が適切に実施されるよう全体計画として作成するものであり、海面の総合的な利用を推進するとともに、漁業調整その他公益に支障を及ぼさないようにすることが必要であるとされている。

そのため、切替に当たっては、有明海区における水産業の情勢を踏まえつつ、以下の事項に留意し、漁場計画を樹立するものとする。

- 1 漁業生産力を発展させるため、水産資源の保存及び管理を適切に行うよう推進すること。
- 2 海区漁業調整委員会と連携を図ること。
- 3 漁業者の自主性を尊重し、漁業者の慣行に十分配慮すること。
- 4 つくり育て、管理する漁業を推進すること。
- 5 有明水産振興センターとの連携を図り、科学的見地に基

づく判断を十分に反映させること。

- 6 平成30年6月18日に締結した「有明海における佐賀、福岡両県の漁業調整に関する協定書」及び「確認書」を尊重すること。

第2 個別方針

1 共同漁業権

(1) 漁場の区域

現行どおりとする。

(2) 漁業種類

ア 第一種共同漁業

現在行使実態がなく、今後も操業見込みのない漁業、経済的価値が著しく低く、漁業権を設定しなくても漁業調整上支障を生じない漁業については、漁場計画から除外する。

イ 第二種共同漁業及び第三種共同漁業

現在行使実態がなく、今後も操業見込みのない漁業については、漁場計画から除外する。

2 区画漁業

区画漁業は、一定の水面を独占排他的に利用するため、水面の総合利用という観点に立って、共同漁業及び許可漁業との関係を慎重に考慮する必要がある。

養殖管理や漁場の条件等を踏まえ、必要最小限の面積にとどめるとともに、漁業調整の見地から制限又は条件を付すものとする。

また、現在養殖の実態がなく、今後も養殖の見込みのない漁場については、当該養殖業では漁場計画を樹立することとするが、他の養殖業に転用可能な場合には検討・推進する。

(1) のり養殖業

近年の全体的な生産量は安定しているものの、行使者は年々減少していることから、適切かつ有効に漁場を利用するために区画の再編を検討・推進する。

具体的には、色落ち・病害・水あたり等への対策や、地盤高・底質環境の変化により養殖行為が困難となることが明らかな場合への対応として、漁場の位置変更や区画の統合等を推進する。なお、合理的な理由がなく、行使する予定がない区画については廃止させることを検討する。

また、漁場の適正行使による一層の品質向上の推進を図り、良質のりの生産を確保するため、漁業権行使規則の作成指導を行うものとする。

(2) 貝類養殖業

ア 第一種区画漁業

- (Ⅰ) もがいひび建養殖業については、第三種区画（地まき）と整合のとれたものとする。
- (Ⅱ) かきひび建養殖業及びかき垂下式養殖業については、原則として現状どおりとする。ただし、試験養殖等の結果が良好な場合は、新規漁場の設定を行う。

イ 第三種区画漁業

- (Ⅰ) もがい養殖業については、養殖の技術水準や漁場条件等を踏まえて漁場拡張等を検討する。
- (Ⅱ) あさり養殖業については、養殖用種苗の安定的確保が可能なものに限り、現状どおりとする。
- (Ⅲ) あげまき養殖業については、不振が続いているが、関係者により資源回復の努力がなされているため現状通りとする。ただし、現状の区画のうち地盤高・底質環境等の変化により、今後活用が見込まれない区画については廃止を検討する。
- (Ⅳ) くまさるぼう養殖業については、今後活用が見込まれない区画については廃止を検討する。
- (Ⅴ) 養殖を行っていないその他の二枚貝類で、養殖業の見込みがあるものについては、養殖可能な漁場で、転用等が可能な区画がある場合に検討する。

協 定 書

平成30年6月18日

有明海における佐賀、福岡両県の漁業調整に関する協定書

佐賀県知事、佐賀県有明海区漁業調整委員会、福岡県知事及び福岡県有明海区漁業調整委員会は、水産庁九州漁業調整事務所を立会人として、漁場に生活する両県漁民が漁場の秩序を維持し、安堵して生業に励み紛議が起こらないことを祈念して、ここに有明海の一部漁場を農林水産大臣が一時管轄することを認め、

「有明海における佐賀福岡両県の漁場計画樹立方針に関する覚書」の趣旨を尊重し、次の事項を承認するとともに、誠実にこれを遵守することを協定する。

(農林水産大臣の管轄する漁場の範囲及び行う事項)

第1条 農林水産大臣の管轄する漁場は、次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた海域とする。

点ア 福岡県柳川市七ツ家の南西角（有明海の福岡、佐賀両県漁場境界標石柱）と佐賀県佐賀市川副町大字大詫間字元治搦の南東角（有明海の佐賀、福岡両県漁場境界標石柱）とを結んだ直線上の中央点（筑後川川口中央）

点イ 点アと三角岳頂上を結んだ直線と、福岡、熊本両県の県境と夜灯鼻燈台を結んだ直線との交点

点ウ 点アと雲仙岳一等三角点を結んだ直線と、福岡、熊本両県の県境と夜灯鼻燈台を結んだ直線との交点

点エ 点アと雲仙岳一等三角点を結んだ直線と、竹崎島南西端と福岡、熊本両県の県境を結んだ直線との交点

点オ 点アと竹崎島東端を結んだ直線上、竹崎島東端から1,000メートル北の点

2 農林水産大臣の管轄する漁場において、農林水産大臣が自ら行う県知事の権限の範囲は、漁業の免許に関するものに限るものとする。

(連合海区漁業調整委員会の設置)

第2条 両県の有明海区漁業調整委員会は、漁業法第105条第4項の規定に基づき、福岡佐賀有明海連合海区漁業調整委員会（以下「福佐委員会」という。）を組織し、有明海における漁業調整に関する事項を処理するものとする。

なお、両委員会の構成及び運営については、同委員会事務規程で定める。

(漁業の免許の事前調整)

第3条 両県の知事は、漁場計画樹立にあたって、その決定に先立ち、福岡県地先においては、柳川市大和町地先中島川（矢部川）みおすじ以西の区域、佐賀県地先においては、佐賀市東与賀町地先あばきのたお以東の区域（以下「関係漁場」という。）の計画については、福佐委員会の意見を聴くものとする。

(共同漁業に関する事項)

第4条 農林水産大臣の管轄する漁場における共同漁業については、福岡有明海漁業協同組合連合会及び佐賀県有明海漁業協同組合の共有として免許を受け、この漁場以外の海域における共同漁業については、両県の知事が、それぞれの地先について免許するものとし、相手県の漁業協同組合に対しては、原則として平等に入漁権を設定するものとする。

なお、両県は次の各号に掲げる措置をとる。

- (1) 入漁権設定契約にあたっては、各漁業種別の実績を認めるほか、両県漁民の取り扱いの公正を期すること。
- (2) 両県に関係がある漁業の取り扱いについて差異が生じる場合は、事前に福佐委員会で協議し、その統一を図ること。

(区画漁業に関する事項)

第5条 農林水産大臣の管轄する漁場における区画漁業は、農林水産大臣の免許を受け、同漁場以外の海域における区画漁業は、両県の知事がそれぞれの地先について免許するものとする。両県は、漁場計画樹立の場合はもちろん漁業権行使の場合においても、関係漁場につき福佐委員会がその位置、区域及び行使内容を明確にする権利を有し、義務を負うことを認めるとともに、次の各号に掲げる事項を確認する。

- (1) 稚貝が多量に発生する区域は、区画漁業の漁場として計画を樹てないこと。

(2) 第3種区画漁業である貝類養殖業の漁場区域内に、たいらぎ等区画漁業の内容となっていない貝類が大発生した場合は、福佐委員会が協議のうえ、当該貝類の採取について公正な措置をとること。

(3) 農林水産大臣の管轄する漁場と知事の管轄する海域にまたがる漁場の区画漁業については、原則としてその漁場の管轄を異にする面積の大小により、その大きい面積を管轄する者の管轄に入れるものとする。ただし、特に必要と認められる場合は、この限りでない。この場合は、福佐委員会に諮り公正な措置をとること。

(許可漁業に関する事項)

第6条 両県の知事は、許可に係る漁業の操業区域が農林水産大臣の管轄する漁場を含む場合には、許可に際し、福佐委員会の意見を聴き、相手県の知事と協議し、その同意を得たうえで許可するものとする。

2 両県の知事は、農林水産大臣の管轄する漁場以外の海域における両県の許可漁業については、従来の実績を認め、両県漁民の取り扱いの公正を期するとともに、必要のある場合は、あらかじめ、福佐委員会の意見を聴いて、統数その他の制限事項を定めるものとする。

3 両県は、本条の実施を円滑にするため、常に緊密な連絡協調を保ち、特に農林水産大臣の管轄する漁場における漁業に関し、両県の取り扱いが異なるものについてはなるべく早い時期に両県において協議し、同一の取り扱いができるよう努力する。

(その他の事項)

第7条 農林水産大臣の管轄する漁場における漁業については、両県ともに漁業資源の愛護と漁業秩序の確保に努める義務を負うことを認め、問題が起きた場合は、福佐委員会で協議のうえ、適正な措置をとる。

(有効期間)

第8条 本協定の有効期間は、平成30年9月1日から5か年とする。

以上のとおり各項目について双方の意見の一致をみたが、両県は本協定があくまで臨時的措置であることを認め、不断に有明海沿岸漁業の自然的条件及び社会

的経済的條件の考究に努めて、速やかに最終的妥協点に到達するよう努力することを誓約し、本書5通を作成のうえ、両県、両県有明海区漁業調整委員会及び水産庁は各1通をそれぞれ保有するものとする。

平成30年6月18日

福岡県知事

小川 洋



福岡県有明海区漁業調整委員会会長

内場 澄夫



佐賀県知事

山口 祥義



佐賀県有明海区漁業調整委員会会長

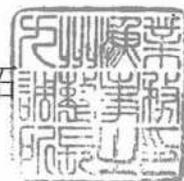
徳永 重昭

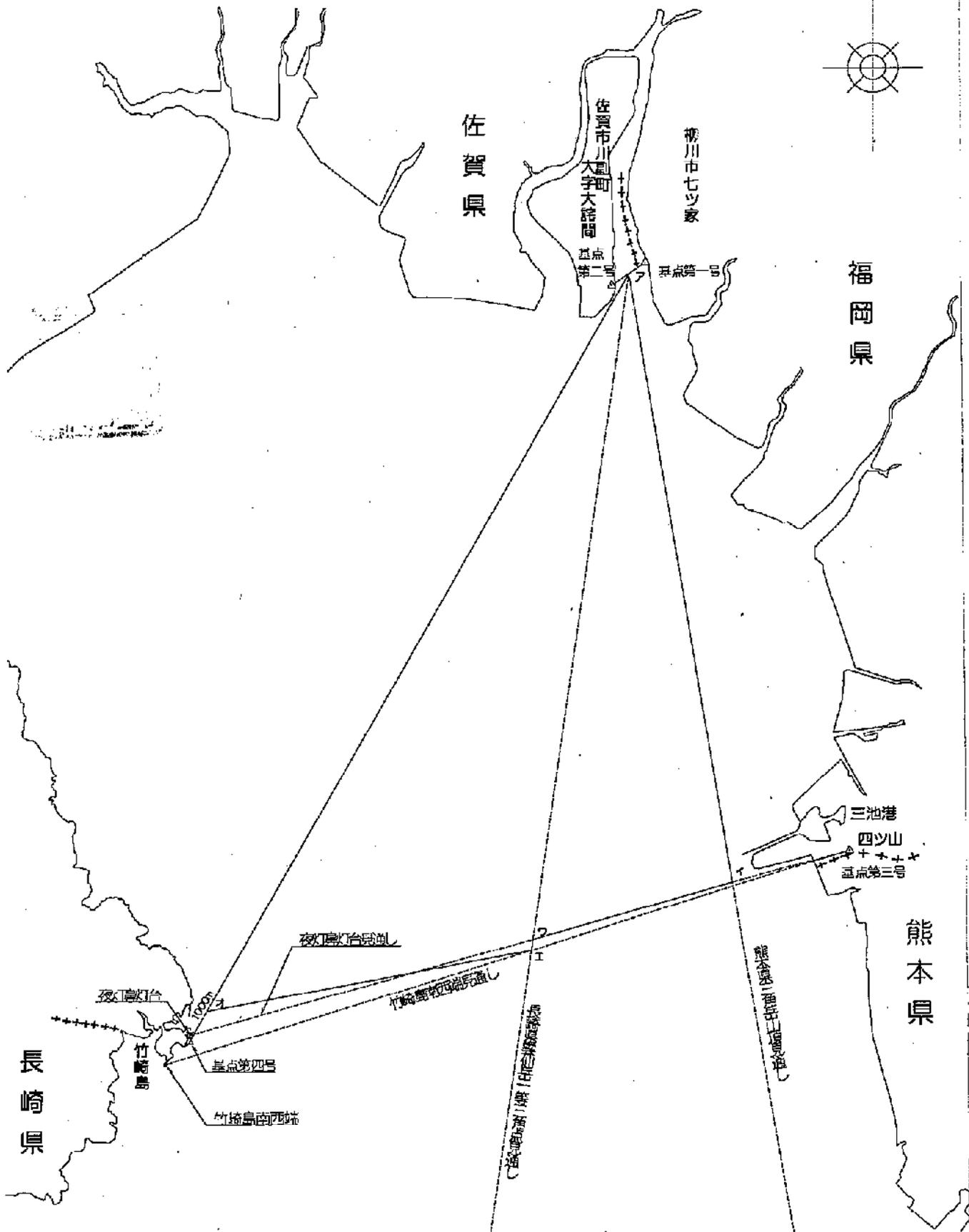
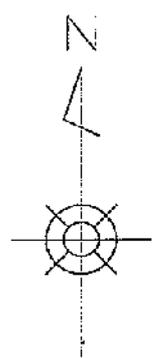


(立会人)

水産庁九州漁業調整事務所長

佐々木 拓





確 認 書

平成30年6月18日

確 認 書

佐賀県知事、佐賀県有明海区漁業調整委員会、福岡県知事及び福岡県有明海区漁業調整委員会は、有明海における佐賀、福岡両県の漁業調整に関する協定書（以下「福佐協定書」という。）について下記事項を確認した。

記

1. 福佐協定書第3条については、福佐委員会は両県の知事が樹立しようとしているそれぞれの漁場計画を最大限尊重するものとする。
2. 佐賀県知事、佐賀県有明海区漁業調整委員会、福岡県知事及び福岡県有明海区漁業調整委員会は、現時点において福佐協定書第3条及び第5条の改廃、存続について見解に相違があることを認め、今後、検討会を継続して開催し、解決に向け努力するものとする。

上記事項確認の証として本書5通を作成し、両県、両県有明海区漁業調整委員会及び水産庁は、各1通をそれぞれ保有するものとする。

平成30年6月18日

福 岡 県 知 事

小川 洋



福岡県有明海区漁業調整委員会会長

内場 澄夫



佐 賀 県 知 事

山口 祥義



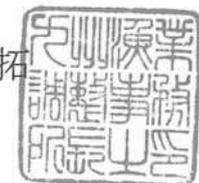
佐賀県有明海区漁業調整委員会会長

徳永 重昭



(立会人)
水産庁九州漁業調整事務所長

佐々木 拓



◎農林水産大臣が管轄する漁場に関する委員会等の協議の主な経緯

年月日	回数	佐賀県	福岡県	確定内容又は九調
H18.8.28	320			
H18.11.30	321			議題・発言なし
H19.3.9	322			
H19.6.1	323			
H19.8.28	324			(九)連調委、単海区漁調委で協議するよう要請
H19.12.6	325			(九)連調委、単海区漁調委で協議進捗確認
H20.2.15	326	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、国に免許してほしい 3条の削除、5条の改正(「稚貝発生個所に区画を立てない」の削除)を求める 「あばきのたお」が不明 	<ul style="list-style-type: none"> 協定を扱う場合、漁連とも協議が必要 慎重に取り扱うべき 	<ul style="list-style-type: none"> 両県とも「農区は必要」 継続審議
H20.2.29	327	<ul style="list-style-type: none"> 次回意見提出 	<ul style="list-style-type: none"> 慎重に取り扱うべき 	<ul style="list-style-type: none"> 継続審議
H20.3.31	328	<ul style="list-style-type: none"> 中島川以西の漁場計画は、3条がなければ議論する必要はない。 協定ができた昭和27年から、福岡県からの採貝入漁者は大幅に減っており、3条の背景が変わっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 「あばきのたお」以東のノリ区画漁場の変更要望を了承 慎重に取り扱うべき 	<ul style="list-style-type: none"> 継続審議(福岡のアサリ区画2箇所)
H20.6.2	329	<ul style="list-style-type: none"> 3条を廃止すれば、福岡県も区画を立てることができる。 福佐協定は自動延長ではない。 	<ul style="list-style-type: none"> 漁連と協議中 	<ul style="list-style-type: none"> 協定書には自動延長の文言がない 継続審議
H20.8.7	330	<ul style="list-style-type: none"> 福佐協定は大切 確認書は了承 確認書の「最大限に尊重」は新たな委員にも理解いただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 協定書は必要 確認書が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 協定書(市町村名等の修正)案、確認書案を承認(日付は事務局預かり) 協議の必要性から「継続して」を使用
H20.9.1	331			協定書のほか、確認書を新たに追加し継続 ・区画免許交付
H20.12.3	332			議題・発言なし
H21.3.10	333	<ul style="list-style-type: none"> 漁場計画提案 	<ul style="list-style-type: none"> 漁場計画提案 	<ul style="list-style-type: none"> 継続審議
H21.4.24	334	<ul style="list-style-type: none"> 入漁への配慮を了承 	<ul style="list-style-type: none"> 協定の趣旨を尊重し、佐賀県計画を了承 養殖場の目印を要望 入漁について配慮を要望 	<ul style="list-style-type: none"> 区画漁業権漁場計画を承認 入漁については配慮を了承
H21.6.2	335			
H21.8.25	336			
H21.11.26	337			
H22.3.11	338			議題・発言なし
H22.6.3	339			
H22.8.26	340			
H22.11.16	341			
H23.3.24	342			
H23.5.31	343		<ul style="list-style-type: none"> 養殖場の目印を要望 	(議長権限で割愛)
H23.8.29	344			
H23.12.2	345			議題・発言なし
H24.4.5	346			
H24.6.4	347			(九)連調委、単海区漁調委で協議するよう要請
H24.8.28	348			(九)連調委、単海区漁調委で協議するよう要請
H25.1.18	349	<ul style="list-style-type: none"> 3条及び5条は廃止すべき 3条及び5条がなくなっても、入漁が禁止ということではない。 稚貝が立ったところにしか育たないから、稚貝が立った場所を養殖場にしてきた。 	<ul style="list-style-type: none"> 協定書は、両県の漁業者が漁業秩序維持のため必要 協定書について両県の考え方に差が認められる 入漁実績があり3条、5条は維持 (佐賀県の)区画漁業権の拡大により、福岡漁業者の入漁可能な場所が減少 	<ul style="list-style-type: none"> 協定の更新内容について継続協議
H25.4.3	350			議題・発言なし
H25.5.28	351	<ul style="list-style-type: none"> 佐賀県の海域について、県が漁場計画をたてていくためには、5条(特に1項)を削減 資源が厳しい状況の中で、入漁は入漁として福佐両県のそれぞれの海域でそれぞれの漁場計画を立てることを前向きにできないか。 漁場づくりを実施することが第一 稚貝がたつ場所は養殖場にしてはいけないとあるが、これまで稚貝が立つ場所しか育たないためそのような場所を養殖場にしてきた 	<ul style="list-style-type: none"> 3条、5条含め協定は必要(現状維持) 入漁実態(もがい採捕実績)があり、実績を尊重し条文削除は不可能 福佐協定3条、5条がある限り振興策が取れないということはない 稚貝が立つところが養殖場になってきたので入漁できる漁場が減少 	<ul style="list-style-type: none"> 「福佐協定は必要」 福佐条文で両県の考えが相違、改めて継続審議 資源状況も協定を考える上で大事なこと

◎農林水産大臣が管轄する漁場に関する委員会等の協議の主な経緯

年月日	回次	佐賀県	福岡県	確定内容又は九調
H25.7.23	352	・福佐協定には「稚貝の大量発生区域」という言葉があるが、現在そのようなところはない。3条、5条は廃止し、両県は自前の漁場で成り立つべき。 ・九調にも協定が前進する算段をつけてほしい。	・協定書3条、5条は漁場利用実績を尊重するというのが漁業調整の基本となり、そこから出発 ・3条&5条含め協定は必要(現状維持) ・福佐協定の協議の進展がないのは、それだけ重要なことだということ ・漁業調整の基本は実績を尊重するのが原則。 漁業の情勢が大きく変わらなければ協定書を変えることは難しい	・文言を変えずに7月23日付けで協定書、確認書を締結 ・九調は当事者ではなく立会人 ・少なくとも年1回、福佐連調委の議題とすることを確認
H25.8.27	353			(九)協定締結の報告
H26.5.19	354			議題・発言なし
H26.8.27	355			(九)「有明海の農林水産大臣管轄海域と佐賀・福岡両県の協定」を説明
H27.6.1	356			議題・発言なし
H27.9.1	357			「◎農林水産大臣が管轄する漁場に関する委員会等の協議の主な経緯」で両県意見を確認
H28.6.7	358			議題・発言なし
H28.9.7	359			(九)「有明海の農林水産大臣管轄海域と佐賀・福岡両県の協定(資料)」を説明
H29.5.29	360			議題・発言なし
H29.8.30	361			「農林水産大臣が管轄する漁場に関する委員会等の協議の主な経緯」を事務局から説明
H29.9.28	362	・4項目の質問について福岡県の認識を確認。 ※4項目 ・「関係漁場」設定の趣旨 ・「関係漁場」の場所の確認 ・確認書の「漁場計画を最大限尊重する」の考え方 ・協定書第5条「公正な措置をとる」の考え方	・4項目の認識を回答。	「農林水産大臣が管轄する漁場に関する委員会等の協議の主な経緯」を事務局から説明
H30.1.18	363		・現行内容での更新を要望。	(九)免許切替と協定のスケジュールを説明(手続を進める上で6月までを目途に協定更新を依頼)
H30.3.15	364	・現行協定が最終的な結論でない。 ・第5条の稚貝多量発生・非発生区域の確認方法。 ・確認書の最大限尊重の前向きな運用を要望。	・現行協定で漁業秩序が維持されていることから、協定書結びの「両県は本協定が～速やかに最終的妥協点」は不要ではないか ・稚貝は、自然発生したものを皆で有効に利用することが基本であるが、別利用を検討する余地もあり。	(九)6月までを目途に協定更新を依頼。
H30.5.24	365	・農区が存在することがあたりまえのことかを議論する必要あり。 ・第5条について前向きな解釈ができないか。 ・貝類の区画を各々の県が樹立ができるようにするための方策づくりが必要。	・現行協定の早期締結を要望 ・現行の協定と紛争抑制を図るための共通海域としての農林水産大臣管轄漁場の設定という制度が、長年、漁業秩序を維持する役割を果たしている ・現体制(現行福佐協定+農区)をお互いが協調しながら維持していくことが最良と認識 ・現状でお互いが話し合いながら、その中でうまく調整、調和を図りながら進めるのがベスト	(九)6月までを目途に協定更新を依頼。
H30.6.18	366	・現行協定書及び確認書の内容での締結に関してやぶさかではない。	・現行協定の内容で早期締結を要望。	・文言を変えずに6月18日付けで協定書、確認書を締結。 ・少なくとも年1回、福佐連調委の議題とすることを確認。
H30.8.22	367	(両県行政間協議) ・「あばきのたお」の場所は、両県の事務局間で意見が一致。 ・「中島川みおすじ」の場所は、両県の事務局間では結論に至らず。		・福佐協定書締結結果の報告。「中島川のみおすじ」、「あばきのたお」の場所に関する協議結果を報告。 ・「中島川のみおすじ」は場所の特定には至らず、3月の委員会でも継続審議。
H31.3.25	368	・「あばきのたお」の場所が特定。佐賀福岡両県間で意見が一致場所が確定。 ・「中島川みおすじ」は、場所が特定できず、両県間で結論に至らず。		・福佐協定書第3条記載の「中島川みおすじ」の場所は特定できなかったものの、名称は維持し、今後協議する場面が出てくれば必要に応じて具体的に協議することで承認。
R1.5.13	369			議題・発言なし
R1.8.28	370			議題・発言なし
R2.3.23	371			・漁業法改正に伴う「福佐協定書」条項のズレを報告。
R2.7.27	372			議題・発言なし
R3.3.19	373			・漁業法改正に伴う「福佐協定書」条項ズレについて、次回更新まで読み替えて対処することを確認。
R3.7.8	374			議題・発言なし
R4.3.24	375			・「福佐協定書」の内容を説明。

水産第1834号
令和4年7月25日

佐賀県有明海区漁業調整委員会
会長 西久保 敏 様

佐賀県知事 山口 祥義



カキの試験養殖について（協議）

このことについて、別添のとおり佐賀県有明海漁業協同組合代表理事組合長
西久保 敏から申請があり、鹿島市長 松尾 勝利 から副申がありました。
については、試験養殖処理要綱第4条の規定により、貴委員会の意見を求めます。

試験養殖承認申請書

佐有漁協第155号
令和4年7月7日

佐賀県知事 山口 祥義 様

佐賀市西与賀町大字厘外821番地の2
佐賀県有明海漁業協同組合
代表理事組合長 西久保 敏

下記の通り試験養殖の承認を受けたいので申請いたします。

記

1.目的

カキ試験養殖

2.水産物の名称

カキ

3.漁場の位置及び区域並びに面積

有区第1254号

第1種区画漁業権(のり養殖漁場)漁場の沖合い(鋼管425)付近

3,000㎡

4.試験養殖期間

試験養殖承認より1年間

5.養殖の方法及び規模

養殖カゴによる垂下方式

添付書類

- (1) 理由書
- (2) 養殖試験計画書
- (3) 漁場位置及び区域図
- (4) 同意書

理 由 書

当支所のノリ養殖業を営んでいない漁家は、主に長柄じょれん船びき漁業に従事し、サルボウを漁獲しています。しかしながら毎年のように発生する豪雨や貧酸素の影響によって漁獲量は減少し、漁家収入は安定していません。

このような厳しい気象海況条件の中で、比較的low塩分や貧酸素に強く生残しやすい二枚貝としてカキが上げられます。当支所の地先干潟には全国的にも珍しい「広大なカキ礁」が広がっており、これらカキ礁の地ガキを採取し、餌料である植物プランクトンが豊富な沖合漁場へ「垂下養殖」することで、身入りが向上し、高単価での販売可能となるため、将来的に有望な収入源となることが期待されます。

令和3年度は令和5年度の区画取得を見据え、前年度までとは異なる養殖漁場において、マガキおよびシカメガキの身入り向上試験を計画していました。しかし、エイによる食害被害が大きく、種ガキの入手が困難であったため、計画した養殖試験を実施することができませんでした。そのため、令和4年度は令和3年度の試験に再度取り組む必要があります。また、スミノエガキについては令和2年度の試験で十分な身入り向上効果が得られておりますが、再現性を確認するため、再度試験養殖に取り組み、養殖方法を確立したいと考えております。

以上により、今年度の試験養殖について御承認をお願いしたいと存じます。

令和 4年 7月 5日

佐賀県鹿島市浜町1707番地

佐賀県有明海漁協 鹿島市支所

支所運営委員長 中 島 龍



令和4年度 カキ試験養殖計画書

養殖カキ	内容
マガキ シカメマガキ	<p>H29～R2 取組結果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・10～2月に約1か月間の垂下養殖をした結果、高い身入り向上効果を確認した。 ・その結果、通常の地カキとの差別化が図られ、道の駅での販売で単価が向上した。
	<p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・養殖手法について特段の課題はない。
スミノエ ガキ	<p>R2 取組結果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・10～3月に約1か月間の垂下養殖をした結果、地ガキよりも身入りが向上し、<u>身入り向上効果を</u><u>確認できた。</u> ・道の駅での販売では、「養殖物」であることを明記し、<u>天然物のスミノエガキとの差別化を</u><u>図った。</u>
	<p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今年度は約1か月間で地ガキと比較して身入り向上効果がみられたが、<u>再現性は把握できていない。</u>

養殖カキ	R4計画
マガキ シカメマガキ スミノエガキ	<p>①【試験養殖場所について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・R4年度はR5年度の区画取得を見据えて、R2年度までとは異なる場所での試験を実施する。 ・そのため、過去4年間で高い身入り向上効果を確認したマガキおよびシカメマガキ、スミノエガキについて、同様に身入り向上効果がみられるのか検証する。
	<p>②【養殖期間の検討】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スミノエガキの1か月間での身入り向上効果を再現することを目的とする。 ・試験区は1か月垂下区、2か月垂下区、未垂下区の3つとする。 ・1か月垂下区と未垂下区を比較し、身入り向上効果について検証する。2か月垂下区は1か月垂下区的身入りが向上しなかった場合に備えて設置するものである。
スミノエ ガキ	

区画漁業権免許申請予定

R5

■ 令和4年度 カキ養殖スケジュール, 施設, 漁場位置および区域

1. スケジュール

令和4年9月	・ 養殖施設の設置	
令和4年9月～ 令和5年3月	マガキ・シカメガキ	スミノエガキ
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 種苗の採取 ・ 試験養殖開始 ・ 養殖管理(付着生物の除去) ・ 収穫出荷(約1か月垂下) →種苗の再採取と再垂下 	
令和5年4月	・ 施設の撤去	

2. 養殖施設

別紙図面 (延縄式の垂下養殖)

- ・ 養殖カゴ : 提灯かご計120袋
: 1袋に13kg程度収容

3. 漁場位置及び区域図

別紙図面 (有区第1254号区画漁業権漁場の沖合)

4. その他

緊急時の措置

- ・ 台風等の接近により災害が起こる可能性が懸念される場合は、養殖施設の補強・撤去等の措置を速やかに対処する事とする。
又、本施設に起因する被害が発生した場合は、当支所が責任を持って対処する事とする。

(参考資料：H29～R2の試験結果概要)

年度	H29、H30、R2	R1、R2
養殖種	マガキ・シカメガキ	スミノエガキ
結果	<p>・養殖区で高い身入り向上効果を確認</p> <p>身入り割合(%)</p>	<p>・R1は身入り向上効果を確認できず ・R2は身入り向上効果を確認できた</p> <p>身入り割合(%)</p>

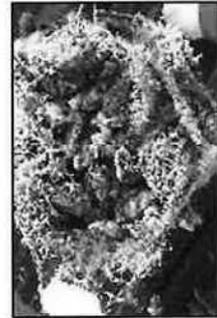
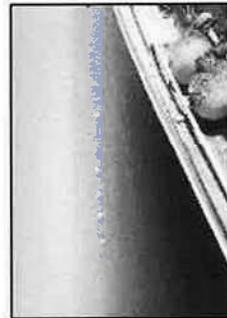


写真 養殖方法

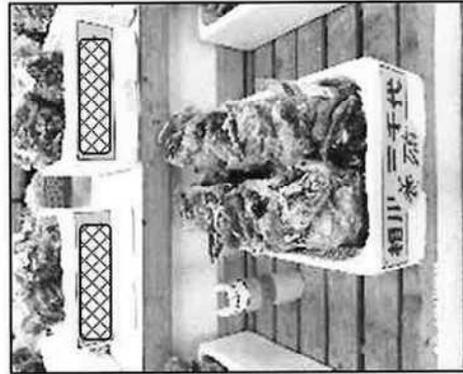
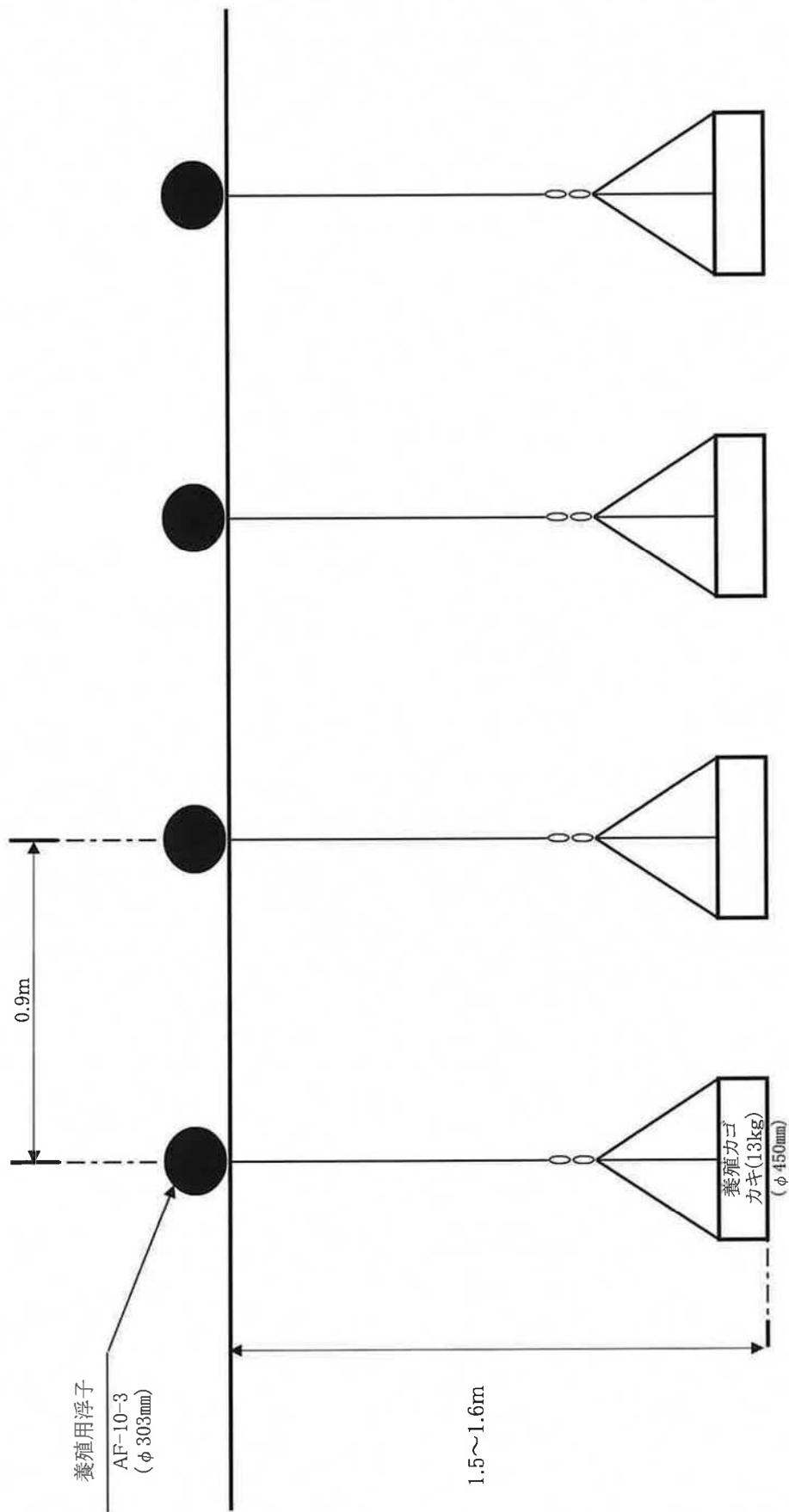


写真 道の駅での販売

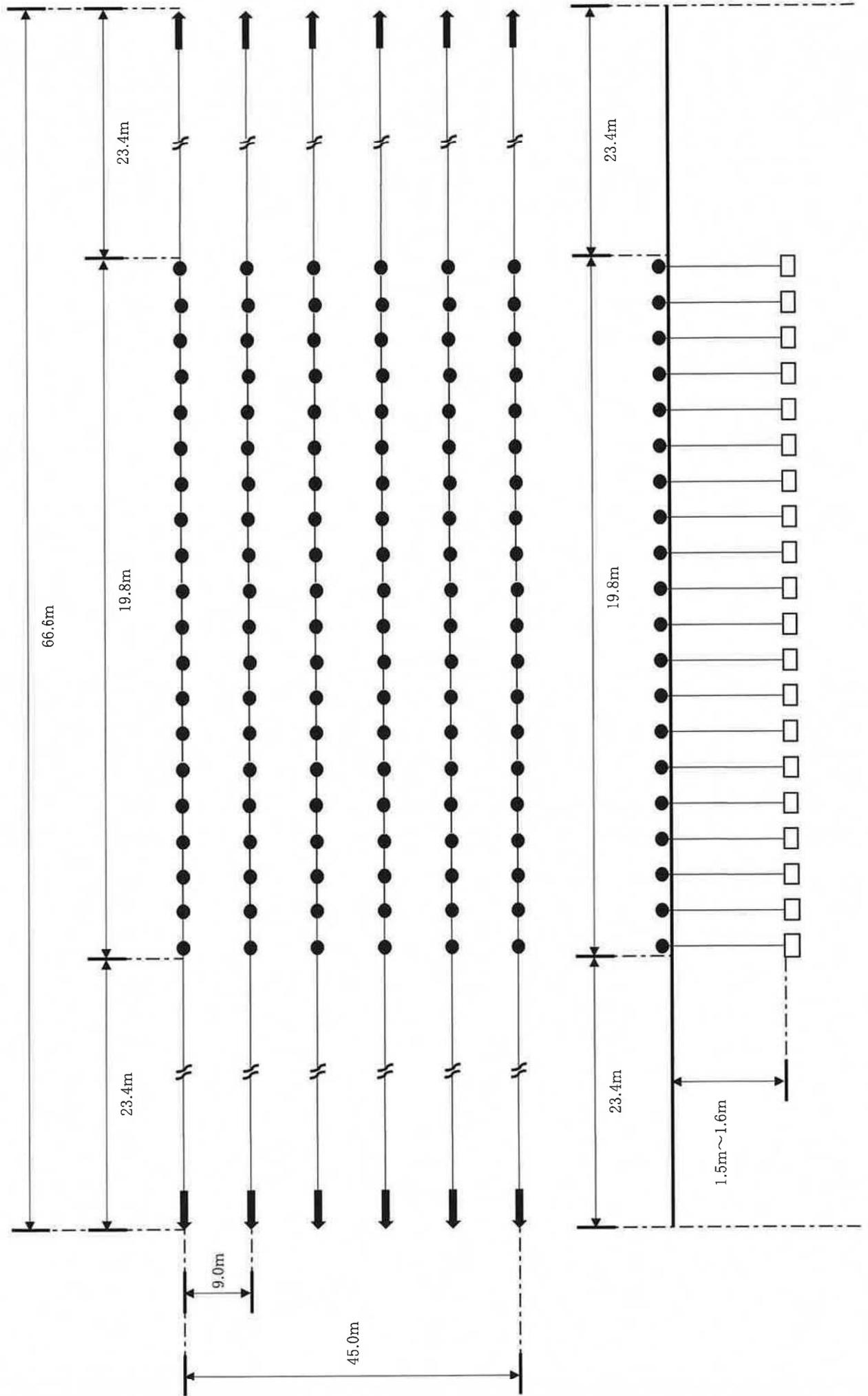
試験養殖漁場位置図



延縄式のカキ養殖施設詳細図 ①



延縄式のカキ養殖施設詳細図 ②



同意書

令和 4年 7月 5日付佐有漁協鹿支第24号によるカキ試験養殖に
ついては、異議なく同意いたします。

令和 4年 7月 5日

住 所 藤津郡太良町大字糸岐1558-11

佐賀県有明海漁業協同組合

氏 名 たら支所 支所運営委員長 森田政則



鹿市農第446号
令和4年7月11日

佐賀県知事 山口 祥義 様

鹿島市長 松尾 勝利

カキ試験養殖の申請について（副申）

当市の水産業の振興に関しまして、かねてよりご協力いただきお礼を申し上げます。

令和4年7月7日付け佐有漁協第155号で佐賀県有明海漁業協同組合代表理事組合長 西久保 敏から別添のとおり試験養殖承認申請書が提出されましたので、意見書を添えて送付します。

意見書

佐賀県有明海漁業協同組合が行うカキ試験養殖については、シカメガキ等のカキ類の垂下養殖技術の開発と同時にカキの浄化作用による海況改善が目的であり、近年毎年のように発生する豪雨や貧酸素により水産資源も減少し、漁家経営が非常に厳しい環境におかれている中、比較的低塩分や貧酸素に強く、生存しやすい二枚貝としてカキが上げられます。当支所の地先干潟には全国的にも珍しい広大なカキ礁が広がっており、当該技術の開発による水産資源の回復は、漁家収入の増加や海況改善と同時により養殖への相乗効果も期待できると思われま

す。令和3年度は令和5年度の区画取得を見据え、前年度までとは異なる養殖漁場において、マガキおよびシカメガキの身入り向上試験を計画していましたが、エイによる食害被害により種ガキの入手が困難であったため、計画した養殖試験を実施することができませんでした。そのため、令和4年度も再度同様の試験に取り組む必要があり、スミノエガキについては、令和2年度の試験で十分な身入り向上効果が得られておりますが、再現性確認のため再度試験養殖に取り組み、養殖方法を確立したいと考えております。

このことから、今回のカキ試験養殖の実施について、よろしくお取り計らい頂きますようお願いいたします。

令和4年7月11日

佐賀県知事 山口 祥義 様

鹿島市長 松尾 勝利

令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る
提案議題（要望事項）

佐賀県連合海区漁業調整委員会

提案議題（要望事項・協議事項・照会）

クロマグロ資源の適正利用及び零細漁業者の経営支援について（案）

内 容

本県のクロマグロ漁業は、沿岸海域で延縄、曳き縄釣、一本釣等で漁獲を行っているが、漁獲制限が開始されて以降、漁獲対象種をブリやサワラ等に転換し、クロマグロを目的とした操業を自粛することで、配分枠が少ないながらも漁獲可能量の遵守に努めてきた。しかし、近年これらの操業海域においてクロマグロの来遊量が増加している。

また、ここ数年2月頃になると、これまであまり漁獲が見られなかった沿岸の定置網においても、予期せぬ大型マグロの入網がみられているが、配分枠遵守のため、放流作業や混獲回避等の労務負担が増大し、漁家経営の悪化を招いている。

については、クロマグロ資源の適正利用及び零細漁業者の経営支援のため、次の事項を要望いたします。

- 1 国際委員会において、直近のデータに基づく資源評価結果を反映した漁獲枠の増枠を次期管理期間で実現するとともに、漁獲枠未利用分の繰越上限を堅持すること。
- 2 国際委員会で漁獲枠の増枠が承認された際は、沿岸の零細な漁船漁業に優先的に配分すること。また、配分の際は、各県や漁業種間で不公平が生じないように、操業特性や近年の漁獲実態等を考慮し、より実状にあった配分を行うこと。
- 3 漁業者が安心して資源管理に取り組めるよう、放流活動、休漁に対する支援への十分な予算の確保や支援制度の拡充を図るとともに、資源管理の取組による減収に対応するため、漁業収入安定対策（強度資源管理タイプ）の要件緩和措置の継続と国の掛金補助率の格差縮小を行うこと。

令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る
提案議題（要望事項）

佐賀県連合海区漁業調整委員会

提案議題（要望事項・協議事項・照会）

ミニボートによる危険行為の防止について（案）

内 容

規制緩和により免許・登録が免除された連続最大出力が1.5kW（2.039馬力）の推進機関を有する長さ3m未満の船舶、いわゆるのミニボートは、海上交通の基本的ルールすら知らない利用者が、耐航性や他船からの視認性が低いという特性を認識しないまま沖合への出航や夜間航行、船舶の輻輳する港の周辺での遊漁を行っており、操業や漁船の航行に多大な支障が生じています。

海上保安庁が取りまとめたミニボートの事故発生状況を見ると、平成22年から27年は年間50隻前後の発生であったものが28年以降増加に転じ、直近の令和元年には90件と倍増しております。

このため、全国各地で定期的に安全講習会を開催されているとともに、ミニボート販売時に「ミニボート安全ハンドブック」を同封するなどの普及活動を積極的に実施されているものと認識しております。

しかしながら、コロナ禍を受けて、海洋性レジャー人口が増加していること、気候変動に伴う天候急変による海難事故の増加が懸念されることから、さらなる普及活動の徹底と安全対策上の制度創設が必須と認識しております。

つきましては、海面における海難事故を防止し、人命の安全を守るため、次の事項を要望いたします。

- 1 ミニボート所有者の登録と保険（特に遭難救助費用を対象）加入をセットとした制度を創設すること。
- 2 ミニボート利用者に安全講習会の受講を促すとともに、ミニボート販売業者にも購買者に受講を促すよう引き続き強く働きかけること。
- 3 衝突事故防止のため目印となる旗やレーダー反射板などの安全装備を必置するよう、引き続き業界に強く働きかけるとともに、購買者等への普及啓発を強化すること。
- 4 安全対策上の制度創設等にあたっては、国土交通省、水産庁等関係機関が協力しながら行うこと。